## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	□中止
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	広島県	執行機関名 広島市長
3. 市区町村名	広島市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	31-1	地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1470120259769/index.html	

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)による市営住宅、市営住宅等附設駐車場及び自動車保管場所の管理に関する事務であって規則で定めるもの(再開発住宅、従前居住者用住宅、コミュニティ住宅、甲種住宅、乙種住宅及び準公営住宅に係るものに限る。)
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		広島市個人番号の利用に関する条例 別表第1 10の項 広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)による市営住宅(公営住宅 法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住 宅をいう。以下同じ。)、住宅地区改良法による改良住宅及び特定優良賃貸住宅の 供給の促進に関する法律による賃貸住宅を除く。以下同じ。)、市営住宅等附設駐 車場(市営店舗の使用者に係る駐車場及びその附帯施設を除く。以下同じ。)及び 自動車保管場所(市営店舗の使用者に係る自動車保管場所を除く。)の管理に関 する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第一条	広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的		第1条 <u>公営住宅法</u> (昭和26年法律第193号。以下「法」という。) <u>、住宅地区改良</u> 法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。) <u>及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律</u> (平成5年法律第52号。以下「促進法」という。) <u>に基づく市営住宅その他の市営住宅(共同施設を含む。</u> )、市営店舗(共同施設を含む。)並びに <u>市営住宅等附設駐車場の整備、設置及び管理</u> に関しては、法令その他別に定めのあるものを除くほか、この条例に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号) 広島市市営住宅等条例施行規則(平成9年広島市規則第98号)